

計画作成年度	令和5年度
計画主体	京 都 市

京都市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 京都市産業観光局農林振興室農林企画課
所在地 京都府京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
電話番号 075-222-3351
FAX番号 075-221-1253
メールアドレス norinkikaku@city.kyoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カワウ・アオサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	京都市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

	鳥獣の種類	被害の現状		
		品目	被害面積（a）	被害額（千円）
農作物被害 ※1	ニホンジカ	水稻、野菜、豆類、 いも類、果樹	533	9,109
	イノシシ	水稻、野菜、豆類、 いも類、果樹	350	12,722
	ニホンザル	水稻、野菜、豆類、 いも類、果樹	37	1,090
	アライグマ	野菜、いも類、果樹	17	623
	ヌートリア	水稻、野菜	7	186
	ハクビシン	野菜、果樹	14	868
	カラス類	野菜、果樹	49	3,265
	ヒヨドリ	野菜	19	600
	ハト類		0	0
	上記以外の鳥獣		7	133
林業被害 ※2	ニホンジカ、 ノウサギ	植林地の苗木 (スギ・ヒノキ等)	279	2,808
	ニホンジカ (ツキノワグマによる被害を含む)	植林木の樹皮剥ぎ (スギ、ヒノキ)	0	0
水産物被害 ※1	カワウ (アオサギによる被害含む)	水産物 (放流淡水魚)	—	1,418
合 計			—	32,822

※1 京都市農産物被害調査

※2 京都府林業被害調査

(2) 被害の傾向

ニホンジカ：年間を通じて、山間部・山際の地域において、水稻・野菜・豆類・いも類・果樹などの農作物に大きな被害が発生している。左京区・右京区・西京区などで被害が多い。市内全域の森林においては、スギ・ヒノキ等の苗木被害、下層植生の衰退が拡大している。また、住宅地への出没による人身被害や車両への衝突、家庭菜園や寺社の庭木及び苔の食害などの生活環境被害が発生している。
イノシシ：年間を通じて、山間部・山際の地域において、水稻・野菜・豆類・いも類・果樹などの農作物被害や、畦畔・防護柵等の農業用施設の損壊が発生している。左京区・西京区・伏見区などで被害が多い。また、豚熱の影響で減少傾向にあった農作物被害が再び増加傾向にある。山際周辺の市街地においては、住居や寺社の庭園への侵入、家庭菜園の食害や人身被害、側溝への掘り返し土の堆積などの生活環境被害が発生している。
ニホンザル：年間を通じて、左京区・右京区・西京区を中心に移動を繰り返し、水稻・野菜・豆類・いも類・果樹などの農作物被害が発生している。山際の地域においては、住宅敷地や寺社への侵入、家庭菜園の食害、人身被害、物損被害などの生活環境被害も発生している。
アライグマ：年間を通じて、市内全域に出没し、野菜・いも類・果樹などの農作物被害のほか、住居侵入などの生活環境被害や文化財損壊の被害が発生している。
ヌートリア：年間を通じて、桂川河川敷、鴨川河川敷や宇治川支流の農地に出没し、水稻や野菜を中心に農作物被害が発生している。
ハクビシン：野菜、果樹などの農作物被害のほか、建物や寺社に侵入し、糞尿などの生活環境被害や文化財損壊の被害が発生している。
ノウサギ：北区や右京区京北地域において、苗木被害などが発生している。
ツキノワグマ：梅雨の時期を中心に、北区・左京区・右京区の子山間部のスギやヒノキの人工林において、樹皮剥ぎの被害が発生している。また、近年、春先から年末にかけて、北区・左京区・右京区において人里への出没が確認され、左京区では人身被害も発生している。
カラス類：市内全域において、野菜、果樹などの農作物被害が発生している。市街地では、ゴミの食い散らかし、糞害、春から初夏の子育て期に人身被害などの生活環境被害が発生している。
ヒヨドリ：冬から春にかけて、桂川河川敷周辺の農地を中心に野菜などの農作物被害が発生している。
ハト類：市街地において、糞尿による生活環境被害が発生している。
カワウ：春先から秋にかけて、市内の河川においてアユやアマゴなどの水産物（放流稚魚）の食害が発生しており、市内の水産業への影響が発生している。
アオサギ：春先から秋にかけて、市内の河川においてアユやアマゴなどの水産物（放流稚魚）の食害が発生しており、市内の水産業への影響が発生している。

(3) 被害の軽減目標

特に大きな農林業被害等を与えているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、国の方針も踏まえ、これまでから取り組んできた防除・捕獲対策などの抜本的な鳥獣対策をさらに推進する。その他の鳥獣についても、農家による自主防除の推進と被害状況に応じた捕獲を実施する。

これらの取組により、京都市農林行政基本方針における野生鳥獣による農林産物被害額の成果指標25,000千円(令和12年度)を達成できるように目標値(令和8年度)を設定する。

	鳥獣の種類	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度)	
		被害面積 (a)	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害額 (千円)
農作物被害	ニホンジカ	533	9,109	487	8,326
	イノシシ	350	12,722	320	11,628
	ニホンザル	37	1,090	34	996
	上記以外の鳥獣※	113	5,675	103	5,187
林業被害	ニホンジカ・ノウサギによる苗木被害	279	2,808	255	2,567
	ニホンジカ等による樹皮剥ぎ	0	0	0	0
水産被害	カワウ等による水産物被害	—	1,418	—	1,296
合計		—	32,822	—	30,000

※ 上記以外の鳥獣：タヌキ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、スズメ、カラス類、ヒヨドリ、ハト 等

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>○京都市ブロック猟友会に、有害鳥獣捕獲業務を委託し、市内14支部猟友会の有害鳥獣捕獲等従事者により捕獲班を編成し、銃、わな（捕獲檻、囲いわな、くくりわな）を用いて捕獲を行っている。</p> <p>◇有害鳥獣捕獲に従事する支部猟友会 洛北支部、上鴨支部、下鴨支部、西陣支部、川端支部、太秦支部、洛西支部、桂支部、山科支部、京北支部、甲種支部、五条支部、中立売支部、伏見支部</p> <p>○農作物被害が頻発する地域に関しては、地域ごとに期間を定めて計画的に予察捕獲を行っている。</p> <p>○生活環境被害については、被害防止のために有害捕獲を行っている。</p> <p>○ニホンジカとイノシシについては、猟友会の協力を得て、京都府や隣接する市町との連携による広域捕獲を行っている。</p> <p>○ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルについては、捕獲奨励金を交付し、捕獲強化を行っている。</p> <p>○イノシシ・ニホンジカについては、市街地に出没し人身被害をもたらす事案が発生しているため、出没地への侵入防止対策として、防護柵を設置するとともに、捕獲を行っている。</p> <p>○ニホンザルについては、市街地に出没し農作物被害や生活環境被害を与える個体の捕獲を行っている。</p>	<p>○従事者の高齢化などにより捕獲の担い手が減少しており、捕獲体制の確保が必要である。</p> <p>○捕獲技術の伝承及び人材の育成が必要である。</p> <p>○市街地近辺の銃器の使用が困難な地域では、捕獲手段が限られる。</p> <p>○イノシシ・ニホンジカについては、従来の箱わなで捕獲されにくい個体が出現している。</p> <p>○イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの市街地への出没を防ぐ必要がある。</p> <p>○ニホンザルは、捕獲が困難であるため、生息状況を把握し効果的な捕獲手法を確立する必要がある。</p> <p>○捕獲に必要な檻やわなの数が不足している。</p> <p>○捕獲檻での捕獲を妨げるなどの事案が発生しており、有害鳥獣対策への市民理解を深める必要がある。</p>

	<p>○アライグマ・ヌートリアについては、有害鳥獣捕獲のほか、特定外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、全市的な捕獲に取り組んでいる。</p> <p>【捕獲機材の導入】</p> <p>○情報通信技術（ICT）を活用した大型捕獲檻（囲いわな）や獣害捕獲通知システムを整備し、効率的な捕獲に取り組んでいる。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】</p> <p>○原則、埋設処分又は自家消費としている。なお、適切な処理が可能な場合は、利用可能な範囲で資源的利活用を行っている。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <p>○農家組合などが設置する電気柵等の防護柵に対し、補助金等の交付を行った。</p> <p>[有害鳥獣防除施設設置事業] 実績（令和2年度～令和4年度） 設置延長 17,348 m</p> <p>[鳥獣被害防止総合対策交付金（国費）] 実績（令和2年度～令和4年度） 設置延長 2,305 m</p>	<p>○各農家組合などによる個別対策であるため、根本的な解決には至っておらず、集落間など広域的な対応が必要である。</p> <p>○防護柵が適切に設置・管理されず、侵入を許す事例が見受けられることから、適切な設置及び管理手法の普及・啓発が必要である。</p> <p>○集落を囲む広範囲の防護柵では、道路や河川からの侵入を防ぐことが難しい。</p> <p>○市街地周辺では、住宅地、寺社、工場、所有者不明の山林など多くの関係者が存在するため、防護柵設置の合意形成が難しく、市民理解を深める必要がある。</p>

	<p>【追払い等の防除】</p> <p>○京都市野生鳥獣保護管理協議会等に委託し、動物駆逐用煙火等を用いた野生鳥獣の追払いを行っている。</p> <p>○野生鳥獣の出没の多い地域について、被害防止に取り組む地域ぐるみの追払い等の自主防除活動に対して支援を行っている。</p> <p>○ニホンザルについては、GPS装置を活用した位置情報システムによる行動圏等の群れの動向を把握し、追払いに活用している。</p> <p>○ハト等の鳥類による生活環境被害については、防除方法のアドバイスを行っている。</p>	
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>【緩衝帯の整備】</p> <p>○右京区京北地域では、過去に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、野生鳥獣との棲み分けのための緩衝帯を設置した。</p>	<p>○侵入防止柵のほか、里山の管理や緩衝帯の整備による生息環境の棲み分け、野生鳥獣の追払いなどを組み合わせた総合的な対策が必要である。</p> <p>○餌付け行為や、放置果樹、野菜残さなどが野生鳥獣を引き寄せの原因になっているため、市民及び観光客等に対する啓発が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

農林水産業被害及び生活環境被害の防止のためには、地域ぐるみの年間を通じた自主防除及び有害鳥獣捕獲が必要であり、その活動を支援する。具体的な取組として、次の事項を進める。

【防除対策】

- 農家組合等による防護柵の設置を支援し、野生獣の侵入を物理的に防止する。
- 野生鳥獣と人の生活圏の棲み分けのために、誘引物となる放置された農作物・果樹等の除去の啓発を行うとともに、藪の刈払いによる緩衝帯の整備等様々な取組を推進することで、被害を受けにくい環境づくりに取り組む。
- 観光客やハイカーに対して野生鳥獣への餌付けにより発生するリスクを啓発し、人馴れした個体の出現を防ぐ。

【捕獲対策】

- 被害状況・生息状況に応じて、有害鳥獣捕獲を実施する。そのため、甚大な農作物被害及び生活環境被害を与えているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、捕獲檻の増設、囲いわなの導入などの捕獲推進のための支援及びわな・檻用発信機の導入等を推進し、捕獲の担い手の負担の軽減を図る。
- 有害鳥獣の生息状況を把握するための調査を実施し、効果的な捕獲及び防除に活用する。
- 情報通信技術（ICT）等を活用した新たな捕獲手法については、試験的な導入も含めて積極的にこれを活用し、捕獲を推進する。
- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、引き続き捕獲奨励金を本市捕獲等従事者に交付し、捕獲強化に取り組む。
- 特に、イノシシやニホンジカについては、市街地への出没を防ぐため、捕獲を強化する。
- 捕獲の担い手減少を食い止めるため、農林家の狩猟免許新規取得への支援を行う。
- カワウ等による水産業被害については、漁業組合による追い払いやテグス等による自主防除を支援するとともに、効果的な被害防止対策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 被害状況及び地域に応じて、本市捕獲等従事者から捕獲班を結成し、有害鳥獣捕獲を実施する。
- 鳥獣被害の実態に応じて、農林家等と本市捕獲等従事者が連携した捕獲実施体制の構築に努める。
- 市町境界域における捕獲を進めるため、京都府、隣接市町と連携し、広域捕獲に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	○国の補助金等を活用し、防除対策、捕獲対策、生息環境管理を推進する。 ○情報通信技術（ICT）等を活用した大型囲いわななどの捕獲機材を活用し、効率的な捕獲を図る。 ○捕獲の担い手を確保するため、農林家の狩猟免許新規取得への支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数は、被害金額及び面積が減少している状況を踏まえ、前回と同様の数値とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
銃器及びわな（捕獲檻、囲いわな、くくりわな）を用いて、計画的な捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカに対して、安全確保の観点から確実に止め差しを行うために必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
京都市全域	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの主な農林業・生活環境被害を発生させている野生鳥獣の捕獲許可については、地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき、本市に事務委任されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	電気柵・金網柵 延長4,500m	電気柵・金網柵 延長4,500m	電気柵・金網柵 延長4,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	ニホンジカ イノシシ	持続的な効果が見込める地域については、緩衝帯の整備等を推進する。
	ニホンザル	地域ぐるみの自主防除を支援する。

※ 新たな被害防止方法が開発・考案された場合は、試験的な導入も含めて

積極的にこれを活用する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
京都市地域自治推進室・各区役所・支所	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて、市農（林）業振興センター・京都市野生鳥獣保護管理協議会・本市捕獲等従事者・京都府警察等と連携し、被害状況の確認や地域住民への周知・啓発を行う。 ○クマ出没等の緊急時は、上記に加え、京都府京都林務事務所・京都府警察（関係警察署・交番）と連携して対応するとともに、本市捕獲等従事者に出動を要請する。
京都市農林振興室・各農（林）業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所・支所と連携した対応を行い、必要に応じて、京都市野生鳥獣保護管理協議会・本市捕獲等従事者に現場確認を要請する。 ○クマ出没等の緊急時は、上記に加え、京都府京都林務事務所・京都府警察（関係警察署・交番）と連携して対応するとともに、本市捕獲等従事者に出動を要請する。
京都府京都林務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市と連携した対応を行う。 ○クマ出没等の緊急時は、京都市・京都府警察（関係警察署・交番）と連携して対応するとともに、本市捕獲等従事者等に出動を要請する。
京都市捕獲等従事者	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関からの要請を受けて出動し、被害現場の確認、捕獲等を行う。 ○クマ出没等の緊急時は、京都府京都林務事務所・京都府警察（関係警察署・交番）・京都市と連携して対応する。
京都府警察（各警察署）	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市と連携した対応、市民の安全確保を行うとともに、必要に応じて、京都市野生鳥獣保護管理協議会会員に現場対応を要請する。 ○クマ出没等の緊急時は、京都府京都林務事務所・京都市・本市捕獲等従事者と連携して対応する。
京都市野生鳥獣保護管理協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関からの要請を受けて出動し、野生鳥獣の追い払い、緊急的な捕獲等を行う。

※このほか、北区、左京区、東山区、山科区、西京区には、自主防除組織があり、追
い払い活動、地域住民への周知啓発等の活動を行っている。

自主防除組織：北区獣害対策協議会、左京区獣害対策チーム連絡協議会、
東山区獣害対策協議会、山科区獣害対策チーム連絡協議会、
松尾山周辺鳥獣被害対策チーム、洛西地域猿害等対策協議会

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態の発生の際は、京都市地域自治推進室・各区役所・支所、京都市農林振
興室・各農（林）業振興センター、京都府京都林務事務所、関係警察署、本市捕
獲等従事者、京都市野生鳥獣保護管理協議会の間で、速やかに情報共有の上、現
場参集し、周辺の安全を確保する。さらに、必要に応じて、警戒巡回、関係機関
の協議による緊急的な捕獲を実施するとともに、発生事後対応として、注意喚起
チラシの配布、啓発看板の設置などにより、地元住民や観光客等への周知を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、捕獲等をした現場での埋設または自家消費とするが、適切な処理が可能な
場合は、利用可能な範囲で資源的利活用を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	他地域の事例を参考に、可能性について検討する。
ペットフード	他地域の事例を参考に、可能性について検討する。
皮革	他地域の事例を参考に、可能性について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	他地域の事例を参考に、可能性について検討する。

(2) 処理加工施設の取組

利用に必要な施設整備にあたっては、採算性の確保等多くの課題があるため、他の地域の事例や市場のニーズ等を調査・検討する。
なお、既存の民営ジビエ加工施設が行っている取組に対しては、需要者とのマッチングなどの支援に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	京都市農林作物鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	主な役割
・京都市農業協同組合	農作物被害状況の情報提供
・京都中央農業協同組合	農作物被害状況の情報提供
・京都農業協同組合	農作物被害状況の情報提供
・京都市森林組合	林業被害状況の情報提供
・京北森林組合	林業被害状況の情報提供
・上桂川漁業協同組合	水産業被害状況の情報提供
・京都府京都乙訓農業改良普及センター	農業被害対策の指導・助言
・京都府京都林務事務所	林業被害対策の指導・助言
・京都大阪森林管理事務所	国有林内における被害状況の情報提供
・京都市	農林水産業被害対策の指導・助言 事務局、協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
京都乙訓地域野生鳥獣広域捕獲協議会	市町境界域における広域的捕獲を実施するために必要な事項を協議
京都市野生鳥獣被害対策会議 (庁内の連携体制：産業観光局、文化市民局、関係区役所・支所、保健福祉局、環境政策局等で構成)	情報共有と市民への助言マニュアルを作成し、市民への啓発を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農家による自主的な被害防止対策を支援する実施隊として、本市農林振興室・各農（林）業振興センター職員が追払い及び防除技術の指導を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--